

重要

焼津市南部土地区画整理区域内にお住まいの方へ 住所変更の手引き



令和6年7月13日(土)から

住所が新しくなります

住所変更手続きについて主なものをご案内します。ご自身の該当する項目をご確認ください。
手続き詳細については、担当する機関・部署等へお問い合わせください。
なお、郵便局手続き（転送届）については、ご自身でのお手続きは必要ありません。

郵便番号について

- 南小川……………425-0037
- 黒石……………425-0038
- 与惣次……………425-0034
- 石津……………425-0041
- 東祢宜島……425-0047
- 東道原……………425-0048
- 下小田中町…425-0056
- 下小田上町…425-0059



Ver.3(R6.5)

【1】ご自身で住所変更手続きを行うもの

順位	項目	住所変更手続き(必要書類など)	期限	問合せ先
期限あり	<input type="checkbox"/> 商業登記簿 (会社等の本店・支店及び代表者の住所変更登記)	登記申請書、印鑑、住所変更の証明 (【2】の書類)	本店は 2週間以内 支店は 3週間以内	本店、支店の所在地を管轄する法務局
	<input type="checkbox"/> 自動車検査証 (自動車、251cc以上の二輪車をお持ちの方)	自動車検査証、住所変更の証明 (【2】の書類)	実施日以降 15日以内に	中部運輸局 静岡運輸支局 050-5540-2050
	<input type="checkbox"/> 自動車検査証 (125cc～250ccの二輪車をお持ちの方)	自動車検査証、住所変更の証明 (【2】の書類)	実施日以降 15日以内に	軽自動車車検協会 静岡事務所 050-3816-1776
	<input type="checkbox"/> 軽自動車車検証	自動車検査証、住所変更の証明 (【2】の書類)		
	<input type="checkbox"/> 土地登記簿(保留地を除く) <input type="checkbox"/> 建物登記簿 } ※1	登記申請書、印鑑、住所変更の証明 (【2】の書類)	※2 登記閉鎖後 すみやかに	静岡地方法務局 藤枝支局 054-641-1158
すみやかに	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	そのままご使用いただけます。 ただし、身分証として使用する場合は手続きが必要です。 【持ち物】 ・マイナンバーカード ・暗証番号が不明な場合は本人確認書類(自動車運転免許証など)	身分証として 使用する場合は すみやかに	市民課 054-626-1116 大井川市民サービスセンター 054-662-0541
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付)	住民基本台帳カード(写真付)		
	<input type="checkbox"/> 在留カード	在留カード		
	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	特別永住証明書		
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳	手帳	更新時 (身分証として 使用する場合は すみやかに)	障害福祉課 障害福祉担当 054-626-1127 大井川市民サービスセンター 054-662-0548
	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	証書		
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療(通院医療)受給者証	受給者証		
	<input type="checkbox"/> 静岡県心身障害者扶養共済制度	証書	実施日以降 すみやかに	子育て支援課 給付担当 054-626-1137 大井川市民サービスセンター 054-662-0547
	<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証	子どもの健康保険証、受給者証、印鑑		
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	証書と印鑑		
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成受給者証	母子(父子)の健康保険証、受給者証、印鑑	実施日以降 すみやかに	焼津図書館 054-628-2334 大井川図書館 054-622-9000
	<input type="checkbox"/> 図書館利用者カード	図書館利用者カード、新住所が記載された本人確認書類(自動車運転免許証など)		
	<input type="checkbox"/> 自動車運転免許証 ※3	自動車運転免許証 手続きについて詳しくは警察までお問い合わせください	更新時 (身分証として 使用する場合は すみやかに)	焼津警察署交通課 054-624-0110 中部運転免許センター 054-272-2221

順位	項目	住所変更手続き(必要書類など)	期限	問合せ先
手続き先へ確認	<input type="checkbox"/> 国立・私立等学校 (焼津市立小学校・市立中学校以外)	就学している学校にご確認をお願いします		
	<input type="checkbox"/> 営業許可などの所在地変更	各許認可権者にご確認をお願いします		
	<input type="checkbox"/> 厚生年金加入者・共済年金加入者 (被扶養者を含む)	各勤務先にご確認をお願いします		
	<input type="checkbox"/> 共済年金受給者	各共済組合にご確認をお願いします		
	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳	各届出先及びご契約先にご確認をお願いします		
	<input type="checkbox"/> 会員権・株式・債権等の有価証券			
	<input type="checkbox"/> クレジットカード			
	<input type="checkbox"/> 各種民間の任意保険 (生命・医療介護・損害・火災・地震・自動車・学資保険等)			
	<input type="checkbox"/> 電話(固定・携帯)			
	<input type="checkbox"/> ガス・電気			
	<input type="checkbox"/> インターネット回線			
	<input type="checkbox"/> 公共放送受信料(NHK)			

- ※1 表題部の地番変更は組合が法務局に申請しますが、権利部「所有権に関する事項」の住所変更はご自身で手続きを行ってください。詳しくは換地処分ガイドブックをご確認ください。
- ※2 不動産登記法の改正により法務局への住所変更登記の申請が義務化されます。(令和8年4月までに施行)なお、法施行から2年以内に手続きを行わないと罰則が科される可能性があるためご注意ください。
- ※3 自動車保管場所証明等(車庫証明)は変更手続き不要ですが、住所変更の証明(【2】の書類)を車内に保管する必要があります。

【2】住所変更の証明について

- 7月中旬に市民課から区域内の世帯主へ、変更前後の住所が同一である「証明書」を送付します。(この「証明書」には氏名の記載はありません)
- 氏名が記載された「証明書」や、追加で「証明書」が必要な場合は、7月16日(火)以降に窓口にて交付します。
※手数料は無料。混雑状況により即日お渡しできない場合があります。
- 住所や本籍を変更した通知書を、8月上旬に市民課から送付します。
※再交付はできません。また提出先によってはご使用いただけない場合があります。

【証明書の交付窓口】

市民環境部 市民課(焼津市役所本庁舎2階) 電話:054-626-1116

大井川市民サービスセンター(大井川庁舎1階) 電話:054-662-0541

【3】自動的に変更されるもの（住所変更手続き不要）

項目	連絡・注意事項	問合せ先
住民票（住民基本台帳） 印鑑登録（印鑑登録原票） 戸籍	8月上旬に住所や本籍の変更通知書をご自宅へ送付します。なお、通知書の再発行できませんので、大切に保管してください。	市民課 054-626-1116
障害福祉サービス受給者証 障害児通所受給者証	—	障害福祉課 障害支援担当 054-631-5532
介護保険被保険者証	新しい被保険者証を送付します。	介護保険課 保険給付担当 054-626-1159
介護保険負担割合証	現在の負担割合証をそのままご使用いただけます。なお、8月1日以降は、7月中に送付する新住所の負担割合証をご使用ください。	
介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	現在の認定証・確認証をそのままご使用いただけます。なお、8月1日以降は、更新申請承認後に送付する新住所の認定証・確認証をご使用ください。	
国民健康保険限度額適用認定証	現在の限度額適用認定証をそのままご使用いただけます。なお、交付されている方のうち該当者には、新住所で更新のお知らせ及び申請書を7月中に送付します。	国保年金課 給付担当 054-626-1112
国民健康保険被保険者証 国民健康保険特定疾病療養受療証	現在の被保険者証等をそのままご使用いただけます。なお、8月1日以降は、7月中に送付する新住所の被保険者証等をご使用ください。	国保年金課 保険担当 054-626-1113
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用認定証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証		国保年金課 給付担当 054-626-1112
		国保年金課 後期高齢者担当 054-626-2164
児童手当	—	子育て支援課 給付担当 054-626-1137
保育園・幼稚園	緊急連絡先等の保護者が保育園や幼稚園に提出している書類の修正については、各園にお問い合わせください。	保育・幼稚園課 054-626-2772
上水道	—	水道総務課 054-624-0111
焼津市立小学校・中学校 児童・生徒学齢簿	児童・生徒の変更後の住所は教育委員会から各小中学校に通知します。緊急連絡カード等、保護者が学校に提出している書類の修正については別途学校からお知らせします。	学校教育課 054-625-8160
国民年金加入者 厚生年金受給者 国民年金受給者	—	日本年金機構 島田年金事務所 0547-36-2211

※住所と通知の送付先が異なる場合は、各課で手続きが必要になる場合があります。

【4】選挙人名簿に係る投票区

住所変更後の当日投票所は次のとおりです。※知事選は前回と同じ

新町名	投票区	投票所
南小川（1丁目～2丁目） 与惣次（1丁目～2丁目） 石津（1丁目、3丁目1～13）	第16	小川地域 交流センター
石津（2丁目、3丁目14～30、4丁目） 下小田中町、下小田上町	第19	石津コミュニティ 防災センター
黒石（1丁目）	第20	黒石小学校
黒石（2丁目） 東柵宜島、東道原	第22	大富小学校

【お問い合わせ先】 焼津市選挙管理委員会 電話：054-626-1134

【手引きの作成】

焼津市 都市政策部 区画整理課
土地区画整理事務所
〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号
焼津市役所5階
電話：054-627-9413/FAX：054-626-2184
開庁時間：午前8:30～午後5:15
(土・日・祝日を除く)